

# 国民保護業務計画

一般社団法人 茨城県トラック協会

## 目 次

### 第1章 総 則

- 第1条 計画の目的
- 第2条 基本方針

### 第2章 平素からの備え

- 第3条 情報連絡体制の整備
- 第4条 通信体制の整備
- 第5条 緊急参集訓練の実施
- 第6条 警報又は住民非難措置の指示等における伝達体制の整備
- 第7条 運送に関する備え
- 第8条 国民保護措置の徹底

### 第3章 武力攻撃事態等への対処

- 第9条 トラック協会国民保護対策本部の設置等
- 第10条 緊急参集の実施
- 第11条 情報連絡体制の確保
- 第12条 安全の確保
- 第13条 関係機関との連携
- 第14条 警報の伝達
- 第15条 救援物資の搬送

### 第4章 緊急対処事態への対処

- 第16条 トラック協会緊急対処事態対策本部の設置
- 第17条 緊急対処保護措置の実施

### 第5章 計画に適切な見直し

- 第18条 計画の適切な見直し

## 第1章 総則

### 第1条 計画の目的

本計画は、茨城県民保護計画に基づき、一般社団法人茨城県トラック協会(以下「協会」という。)が、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号 以下「国民保護法」という。)及び同法第32条に定める「国民保護に関する基本指針」(平成17年3月閣議決定)に基づき、武力攻撃事態及び緊急対処事態において国民の保護に関し講ずべき措置や実施体制等を定め、もって「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)」第2条に規定されている武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態(以下「国民保護措置」という。)の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

### 第2条 基本方針

協会は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、県国民保護計画及び当計画に基づき、国民の協力を得つつ、地方自治体及び指定地方公共機関等と連携を図り、業務に関する国民保護措置の穂区的かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

また、国民保護措置の実施に際しては、国民保護法等その他の法令、国民の保護に関する基本指針、県国民保護計画及びこの計画に基づき、自らの業務に係る国民保護措置を実施するものし、次に掲げる事項に留意するものとする。

1. 緊急物資輸送を迅速かつ的確に行うため、平素から防災訓練等に積極的に取り組み、地方自治体及び指定地方公共機関等との連携体制との設備に勤める。
2. 国民保護措置の実施に際し、地方自治体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。
3. 高齢者、障害者その他特に配慮に要する者の保護について留意するものとする。また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

## 第2章 平素からの備え

### 第3条 情報連絡体制の整備

被災の状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速かつ的確に収集できるよう、協会本部及び支部における緊急物資輸送等対策室責任者・緊急物資輸送等対策室担当者、緊急物資輸送等協力事業者との連絡体制を確立し、連絡網及び連絡手順等の必要事項について、予め定めるものとする。

夜間・休日においても、緊急に的確な連絡が出来るよう体制の整備に勤めるものとする。また、武力攻撃災害を受けた場合等において、確立した連絡体制に障害を生じたときも想定した情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

### 第4条 通信体制の整備

武力攻撃事態等において、迅速かつ的確に関係省庁・地方自治体・指定地方公共機関等の関係機関と連絡が行えるよう、防災無線等通信体制の整備及び確立を図るものとする。また、平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を実施するものとする。

### 第5条 緊急参集訓練の実施

トラック協会は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ関係職員の緊急参集訓練を行うものとする。

### 第6条 警報又は住民非難措置の指示等における伝達体制の整備

知事から警報又は非難措置の指示について通知を受けた場合において、トラック協会会員に対する伝達、連絡等必要な事項を定めるものとする。

### 第7条 運送に関する備え

緊急救援物資輸送を迅速且つ的確に行うため、会員事業者名簿及び保有車輛台数一覧表を作成し、県担当者と資料の共有化を図るものとする。

### 第8条 国民保護措置の徹底

各種会議等を利用してトラック協会が、知事から指定地方公共団体に指定され、その業務である国民保護措置（緊急救援物資輸送）について、会員事業者等に周知徹底を図るものとする。

### 第3章 武力攻撃事態等の対処

#### 第9条 トラック協会国民保護対策本部の設置等

知事が国民保護対策本部を設置し、トラック協会に通知があった際には、直ちに会長を本部長とするトラック協会国民保護対策本部（以下「トラック協会対策本部」という。）を設置するものとする。

#### 第10条 緊急参集の実施

国民保護措置を迅速且つ的確に実施するため、必要に応じトラック協会職員  
の緊急参集を行うものとする。

#### 第11条 情報連絡体制の確保

トラック協会管理施設の被災状況、国民保護措置の実施状況、会員事業者の被災状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、トラック協会対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じて県に報告するものとする。

#### 第12条 安全の確保

国民保護措置を実施するに当たり、県又は関係機関等から武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、これらを活用し、トラック協会が行う国民保護措置に従事する者の身体に危険が及ぶことのないよう、安全の確保に十分配慮するものとする。

#### 第13条 関係機関との連携

県、指定地方公共機関など関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な国民保護措置の実施に努めるものとする。

#### 第14条 警報の伝達

知事から、警報の通知を受けた場合には、緊急連絡網等により、トラック協会会員に迅速且つ確実に伝達を行うものとする。

#### 第15条 緊急救援物資の運送

知事から緊急救援物資輸送の出動要請を受けた場合には、止むを得ない場合を除き通常業務に優先し協力する。

## 第4章 緊急対処事態への対処

### 第16条 トラック協会緊急対処事態対策本部の設置

県に緊急対処事態対策本部が設置された場合は、必要に応じて、トラック協会緊急対処事態対策本部を設置するものとする。尚、トラック協会に緊急対処事態対策本部を設置したときは、県に対してその旨を連絡するものとする。

### 第17条 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本計画の第1章から第3章までの定めに基づいて行うものとする。

## 第5章 計画の適切な見直し

### 第18条 計画の適切な見直し

適宜この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告するものとする。

この計画の変更に当たり必要があると認めるときは、この計画の下で業務に従事する会員事業者等の意見を聴く機会を確保するほか、関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

## 附 則

本計画は、平成19年 4月 1日から実施する。

平成25年 4月 1日、一般社団法人茨城県トラック協会設立に伴い一部改正。